

一般社団法人日本結核病学会定款

平成 25 年 3 月 27 日作成

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本結核病学会と称する。

(目的)

第 2 条 当法人は、結核及びその関連領域に関する研究の促進を図り、もって国民の健康の増進に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 研究発表会、学術講演会等の企画、立案、運営及び実施に関する事業
- 2 会誌、研究文書等の企画、製作、編集、刊行、販売及び輸出入に関する事業
- 3 結核及びその関連領域に関する研究の促進並びにそれらに関わる研究者等の育成のための教育及び研修に関する事業
- 4 結核及びその関連領域に関わる国、地方公共団体、公的機関等への連絡、調整、勧告及び提言に関する事業
- 5 結核及びその関連領域に関わる国内外の個人、学術団体等との連絡、協力、支援、調整、連携及び交流に関する事業
- 6 各種検定、資格試験の企画、運営、実施及び資格認定、付与に関する事業
- 7 学会賞の授与、表彰等の各種イベントの企画、運営及び実施に関する事業
- 8 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、東京都港区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告においてする。電子公告により難しい事情のあるときは、官報に掲載してする。

第 2 章 会 員

(入会、会員区分及び代議員)

第 5 条 当法人の会員は 8 種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した医師、医科学研究者及びその他の関連職種従事者。
ア) 単年度会員 正会員のうち、単年度を期限として入会した者を、特に単年度会員とする。
- (2) エキスパート会員 当法人の目的に賛同して入会した看護師、准看護師、保健師、理学療法士、栄養士・管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師、その他、認定制度委員会が認めた資格を有する者で、エキスパート会員を希望する者。学会誌の提供を受ける権利は有さないが、電子版学会誌の閲覧及び会員ホームページの閲覧の権利を有する。
- (3) 学生会員 当法人の事業に関心を持ち入会した大学等の学生。
- (4) 名誉会員、功労会員 当法人の事業に多大の貢献をし、社員総会の決議をもって推薦された個人。

(5) 特別名誉会員 我が国の結核及びその関連領域の研究あるいは活動に顕著な貢献をし、社員総会の決議をもって推薦された医師及び医科学研究者等。

(6) 団体会員 当法人の事業に関心を持ち入会した、大学その他の研究機関における図書館等の附属施設の運営団体。

(7) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。賛助会員は、学会誌(総会抄録号を含む)の提供、学会誌アーカイブ閲覧の ID パスワード付与、及び無料の総会参加証の提供を受ける権限を有する。

ア) 単年度賛助会員 賛助会員のうち、単年度を期限として入会したものを、特に単年度賛助会員とする。

2 当法人の会員となるには、理事会が別に定めるところにより当法人の理事会に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員、功労会員及び特別名誉会員に推薦された者はこの手続を要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

3 当法人は、概ね正会員 100 人の中から 7 人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする(端数の取扱いについては理事会で定める)。

4 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

5 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

6 第 4 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

7 第 4 項の代議員選挙は、4 年に 1 度実施することとし、代議員の任期は、選任の 4 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(一般法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合(一般法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(一般法人法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(一般法人法第 146 条)についての議決権を有しないこととする)。

8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

9 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員(2 以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 以上の代議員)につき 2 人以上の補

欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

- 10 第8項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 11 代議員の再任は、これを妨げない。
- 12 代議員は、社員総会の決議によって解任することができる。
- 13 代議員は、無報酬とする。
- 14 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 一般法人法第57条第4項の権利（社員の議事録の閲覧等）
 - (4) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 一般法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（経費の負担）

- 第6条** 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 2 会員は社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。
 - 3 第1項及び第2項の規定は、名誉会員、功労会員及び特別名誉会員には適用しない。
 - 4 入会金及び会費の額は社員総会において定める。
 - 5 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

（休会）

- 第7条** 会員が休会しようとするときは、期間及び理由を付して休会承認を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、正当な理由があると認めるときは、休会を承認し、かつ会費を免除することができる。休会の期間は会員歴に算入しない。

（任意退会）

- 第8条** 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（会員資格の喪失）

- 第9条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
 - (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
 - (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
 - (4) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき
 - (5) 除名されたとき

（除名）

- 第10条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において正会員の総数の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

- 第11条** 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。代議員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

（種類）

- 第12条** 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

（構成）

- 第13条** 社員総会は、代議員をもって構成する。
- 2 名誉会員及び功労会員は、社員総会に出席し、議長の了解を得て意見を述べることができる。

（総会の権限）

- 第14条** 社員総会は、法令の定める事項のほか、入会金及び会費の額について決議する。

（開催）

- 第15条** 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（社員総会の招集）

- 第16条** 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。
- 2 総社員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。
 - 3 理事長は、社員総会の日の2週間前までに、各社員に対して招集通知を発しなければならない。

（社員総会の議長）

- 第17条** 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した社員の中から選出する。
- 2 理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定められた順序により他の理事が議長になる。

（議決権の数）

- 第18条** 社員は、各1個の議決権を有する。

（社員総会の決議）

- 第19条** 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。
- 3 前項の規定により表決した社員は、第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 前項の規定に関わらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 代議員の解任
 - (3) 監事の解任
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散及び合併
 - (6) その他法令で定めた事項

(議事録)

- 第20条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び当該社員総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の数)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上
- (2) 監事2名又は3名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事のうち、当法人の業務を執行する理事として常務理事3名以内を選定することができる。

(役員の選任)

第22条 役員は社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって選任する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 常務理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事がその職務を代行し、執行する。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の制限)

第25条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(役員の任期)

第26条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した役員の補欠として、又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は在任役員の任期の残存期間と同一とする。

- 3 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。

(役員の賠償責任)

第29条 役員は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 各種委員会の委員長は理事会に出席して報告し、あるいは意見を述べることができる。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定められた順序により他の理事が議長になる。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかったときは、その理事会に出席した理事及び監事が記名押印するものとする。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第37条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第38条 基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

(基金の返還の手続)

第39条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員の欠亡
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 委員会

(委員会)

第48条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員長及びその他の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営等に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年2月29日までとする。

(設立時役員)

第50条 当法人の設立時理事、設立時理事長、及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	渡辺 彰
設立時理事	山岸 文雄

設立時理事	森下 宗彦
設立時理事	鈴木 公典
設立時理事長	渡辺 彰
設立時監事	阿彦 忠之
設立時監事	西村 一孝

(設立時社員)

第51条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	渡辺 彰 (住所削除、以下同)
設立時社員	山岸 文雄
設立時社員	森下 宗彦
設立時社員	鈴木 公典
設立時社員	阿彦 忠之
設立時社員	西村 一孝

(定款の施行)

第52条 当法人は、大正12年1月27日に創立された任意団体日本結核病学会が、一般社団法人日本結核病学会として法人格を取得するものであり、この定款は、当法人の設立の日から施行するものとする。

(法令の準拠)

第53条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

平成29年3月22日 一部改訂

附則

第1条 第40条(事業年度)の変更にもなう最初の事業年度は、平成29年3月1日から平成30年3月末日までとする。

会費規程

1. 定款第6条にもとづき、入会金および年会費を以下のように定める。

- (1) 入会金：入会金は0円とする。
- (2) 正会員、および団体会員の年会費は10,000円とする。
- (3) 名誉会員、功労会員、特別名誉会員からは年会費を徴収しない。
- (4) 学生会員の年会費は2,000円とする。
- (5) 賛助会員の年会費は別に定める賛助会費内規による。
- (6) エキスパート会員の年会費は2,000円とする。

2. この規程の変更は定款第19条にもとづき、代議員会において代議員の過半数が出席し、出席した当該代議員の過半数の議決をもって行う。

附則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

附則

この規程は平成25年3月27日より施行する。

日本結核病学会 医学研究の利益相反に関する指針

一般社団法人日本結核病学会

I. 指針の目的ならびに背景

結核が国民病と言われた時代、結核研究の進展と結核対策を目的として日本結核病学会が設立された。本学会は、その長い歴史のなかで、日本の結核対策の推進や、結核患者の診療水準の向上に貢献し、学問推進の成果を社会還元するという姿勢を貫いてきた。

本学会が今後も学術研究の推進を通じて社会貢献を果たしていくに際して、利益相反問題への取り組みは不可欠のものである。すなわち、日本結核病学会には、本学会所属の会員が、学術的・倫理的責任を果たすことによって得る成果（公的利益）と、産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など（私的利益）を適切にマネジメントすることにより、研究結果の発表やそれらの普及、啓発を、中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、結核の予防・診断・治療の進歩に貢献することが求められている。

そこで、日本結核病学会は、ヘルシンキ宣言や「臨床研究に関する倫理指針」の精神に準拠し、医学研究に係る利益相反指針をここに定める。

II. 対象者

本指針は、利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し適用される。

- ①日本結核病学会の学術集会、機関誌等で発表する者
- ②日本結核病学会の役員および特定の委員会委員並びにこれに準じる者

III. 対象となる活動

日本結核病学会が関わるすべての事業における活動、特に、本学会の学術集会、シンポジウムおよび講演会での発表、および、本学会の機関誌、論文、図書などでの発表を行う研究者には、結核の予防・診断・治療に関する医学研究のすべてに、本指針が遵守されることが求められる。

IV. 開示・公開すべき事項

対象者は、自身における以下の①～⑦の事項で、別に定める基準を超える場合には、利益相反の状況を所定の様式に従い、自己申告によって正確な状況を開示する義務を負うものとする。また、対象者と生計を同一にする者における以下の①～③の事項で、別に定める基準を超える場合には、その正確な状況を学会に申告する義務を負うものとする。開示すべき事項は、医学研究に関連する事項に限定する。なお、自己申告および申告された内容については、申告者本人が責任を持つものとする。具体的な開示・公開方法は、対象活動に応じて別に細則に定める。

- ①企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職
- ②株の保有
- ③企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料
- ④企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- ⑤企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- ⑥企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
- ⑦その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）

V. 措置

日本結核病学会は、開示された利益相反状態が重大な場合、虚偽があった場合には、別途定める細則に従い、理事会の決定により適宜な措置を執るものとする。

VI. 細則の制定

日本結核病学会は、本指針を実際に運用するために必要な細則を制定することができる。

VII. 施行日および改正方法

本指針は2012年10月から1年間の試行後に施行する。本指針は、社会的影響や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。日本結核病学会倫理委員会は、理事会・代議員会の決議を経て、本指針を審議し改正することができる。

一般社団法人日本結核病学会 利益相反に関する取扱い細則

一般社団法人日本結核病学会は、結核病研究の利益相反に関する指針に基づき利益相反に関して以下の細則を定める。

第1章 学会発表者

第1条（届出）

学会の学術集会での研究発表に際し、演題の発表者（1演題について複数の発表者がいる場合には筆頭者）及び当該臨床研究責任者は、利益相反に関連する事項について、別に定める様式により、事前に学会事務局に届け出なければならない。

第2条（届出事項の公開）

前条の届出事項は、学会が催す学術集会における当該研究発表時及び学会抄録集上で適宜公開する。

第2章 機関誌発表者

第3条（届出）

学会の機関誌で発表を行う者は、著者全員の利益相反に関連する事項について、別に定める様式により、事前に学会事務局に届け出なければならない。

第4条（届出事項の公開）

前条の届出事項は、当該発表が掲載される機関誌等に、当該発表と共に適宜公開する。

第3章 学会役職者等

第5条（利益相反事項の報告）

1. 学会の理事、監事及び委員会委員は、その就任並びに選任に際し、利益相反にかかる報告事項を、理事長に対して文書で報告しなければならない。
2. 本条による報告を要する委員会委員は、治療委員会、教育・用語委員会、非結核性抗酸菌症対策委員会、抗酸菌検査法検討委員会、及び理事長が適宜指定する委員会とする。

第6条（利益相反事項の定期的報告等）

1. 理事及び監事は、その在任期間中、年1回定期的に、理事長に対し前条1項の報告を行うものとする。
2. 利益相反事項の定期的報告とその審査は、原則として学会役職等の任期開始前に完了するものとする。
3. 理事及び監事、委員会委員は、利益相反事項に変動が生じたときは、その都度速やかに、その内容を理事長に報告しなければならない。

第7条（利益相反情報の判断）

理事長は利益相反に関する報告を受けた場合には、これを倫理委員会に諮問するものとし、倫理委員会はこれについて調査して理事長に報告する。但し、倫理委員についての調査は、理事長の指名する理事に委嘱して理事長が行う。

第8条（利益相反の疑いを生じた場合の処置）

倫理委員会から報告されている利益相反事項について、理事、監事及び委員会委員の就任並びに選任又は具体的

な案件関与に問題ありと指摘があった場合は、理事長は理事会にはかり、当該指摘に照らして、当該役職の退任、具体的案件への関与の回避を含む適宜な措置を決定しなければならない。

第9条（審査請求）

退任することとなった理事、監事及び委員会委員は、退任の決定から7日以内に、倫理委員会宛ての審査請求書を事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。

第10条（審査手続）

1. 審査請求を受けた場合、倫理委員会は、審査請求書を受領してから14日目を以て1カ月以内の間に委員会を開催してその審査を行う。
2. 倫理委員会は、前条の審査請求の場合は、理事長及び審査請求者から直接意見を聞くものとする。但し、審査請求者が定められた意見聴取の期日に出頭しない場合は、その限りではない。
3. 倫理委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から1カ月以内に決定する。

第11条（倫理委員会決定の最終処分性）

審査請求に対する倫理委員会の決定は、理事会にはかられて最終決定されたものとする。

第12条（管理に関して）

利益相反情報は、学会事務局において、個人情報に準じて保管・管理する。当該情報の管理については、別途適切な管理手順を設ける。

第13条（利益相反情報の内部利用）

1. 利益相反情報は、当該個人と学会の活動との間における利益相反の有無・程度を判断し、学会としてその判断に従った処理を行うために、本細則に従い、学会の理事・関係役職者・関係機関において随時利用することができるものとする。その利用には、具体的な利益相反状況について上記以外の学会員に対して説明する場合を含むものとする。
2. 前項の利用対象者以外の者に開示してはならない。また、利用者は本細則に定める以外、個人の利益相反情報の漏洩を禁ずる。
3. 利用に際しては本学会理事長に対し、利用目的を明示した文書を提出し、許可を得なければならない。

第14条（利益相反情報の開示・公開）

1. 利益相反情報は、原則として非公開とする。
2. 利益相反情報は、学会の活動、委員会の活動、臨時の委員会等の活動等に関して、学会として社会的・法的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の議を経て、必要な範囲で学会の内外に開示若しくは公開することができる。但し、当該問題を取り扱う特定の理事に委嘱して、倫理委員会の助言のもとにその決定をさせることを妨げない。
3. 前項の場合、開示若しくは公開される利益相反情報の当事者は、理事会若しくは決定を委嘱された理事に対して意見を述べることができる。但し、開示若しくは公開について緊急性があつて意見を聞く時間がないときは、その限りではない。

第15条（不要情報の削除）

理事、監事、学術集会会長、委員会委員長及び委員については、任期満了の日から2年経過したとき、委員委嘱の撤回が確定した者については確定後速やかに、学会の諸記録から利益相反情報を削除する。但し、削除することが適当でないと理事会が認めた場合には削除の対象外とし、また、過去に公開されたことがある場合及び第7条以下における審査が行われた場合には、当該公開若しくは審査にかかる文書・データ等は廃棄・削除の対象外とする。

附 則

1. この取扱い細則は、平成24年5月10日から施行する。

利益相反関連情報の管理手順

- ✓ この手順は、日本結核病学会会員の利益相反関連情報を適切に管理するための具体的手順を示すものである。
- ✓ 事務局は、倫理委員会の指示の下に、利益相反に関する取扱い細則第5条（利益相反事項の報告）に記された学会役職者等（学会の理事、監事及び特定の委員会委員等）に対して利益相反関連事項の開示を文書によって求める。
- ✓ 事務局は、開示請求文書、所定の様式のダウンロード方法の説明文書と共に、返信用封筒を送付する。
- ✓ 開示を求められた学会役員等は、開示事項に関しては定められた様式を学会ホームページよりダウンロードして、開示事項を記載し、所定の封筒により学会事務局宛郵便にて返送する。
- ✓ 返送された開示文書は、事務局責任者が事務局内に設置された鍵つき書庫に保管する。
- ✓ 開示書類の整理は事務局責任者が行う。管理運用上、開示書類は年度毎に仕分けして管理する。
- ✓ 保管用書庫の鍵の管理は、事務局の責任者、理事長、倫理委員長が行う。
- ✓ 利益相反開示書類の取り扱いは、利益相反に関する取扱い細則第13条、及び第14条に則るものとし、それ以外の場合に閲覧することは原則として禁止する。
- ✓ 事務局の責任者は、上記の場合を除き理事長、倫理委員長の求めがあった場合に限り、保管した利益相反開示書類を保管用書庫から取り出すことができるものとする。
- ✓ 保管した書類は、何人も事務局から持ち出すことができないものとする。ただし、業務上やむを得ない場合は、事務局は、理事長または倫理委員長の指示によって持ち出すことができる。
- ✓ 利益相反開示事項の廃棄・削除は利益相反に関する取扱い細則第15条に則って行う。
- ✓ 事務局責任者は、開示書類の廃棄・削除に際しては、シュレッダーをかけるなどして、内容閲覧が不可能な状態に加工するものとする。

日本結核病学会各種委員会規程

第1条 定款第10章にもとづき、以下の委員会を設置する。編集委員会、学会賞選考委員会、プログラム委員会、治療委員会、社会保険委員会、教育・用語委員会、予防委員会、非結核性抗酸菌症対策委員会、抗酸菌検査法検討委員会、将来計画委員会、エキスパート委員会、国際交流委員会、認定制度委員会、ホームページ委員会、認定制度審議委員会、倫理委員会、ガイドライン施行委員会。

2. その他、理事会で理事以外の会員の参与を必要とすると判断された問題の審議のために、必要に応じて委員会を設置することができる。これらの委員会の委員長は原則として理事のなかから選び理事長が委嘱する。

第2条 各委員会の運営（委員の定数を含む）は、以下に定める個別の「委員会規程」による。本規程は理事会で作成し、代議員会の承認を得るものとする。

第3条 各種委員会は審議内容または決定事項を理事会に報告または答申しなければならない。

第4条 各種委員会がその審議の結果を本会以外へ見解等として発表するには、原則として理事会の承認を得、代議員会に報告しなければならない。とくに重要な問題については代議員会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

編集委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、会誌「結核」の編集のために編集委員会（以下委員会）を常置し、委員長には常務理事（編集担当）があたる。

第2条 委員会は会誌の編集に関する業務を行う。

第3条 委員会は20名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員長は数名の委員をもって小委員会を構成し、編集実務に当たらせることができる。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

学会賞選考委員会規程

第1条 本会に定款第2条第7項および第10章にもとづき、学

会賞の選考のために学会賞選考委員会（以下委員会）をおく。学会賞は、今村賞ならびに研究奨励賞とする。

2. 今村賞は本会会員の結核に関する研究を奨励する目的で、研究奨励賞は本会会員の若手研究者の研究を奨励する目的で、会員は規定に従って今村賞および研究奨励賞受賞者候補として推薦を受けることができる。

今村賞および研究奨励賞受賞者は学会賞選考委員会によって選考され、理事会において承認を受け、代議員会および総会へ報告するものとする。

第2条 委員会は今村賞および研究奨励賞の選考に関する業務を行う。選考の基準等は別に定める学会賞に関する申し合わせによる。

第3条 委員会は会長、理事長を含む10名をもって構成し、委員は理事会の推薦により理事長が委嘱し、委員長には会長が当たる。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名と副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

変更 平成28年5月25日 一部改訂

変更 平成29年3月22日 一部改訂

プログラム委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、学術講演会のプログラム編成のためにプログラム委員会（以下委員会）を年次毎に編成し、設置する。当該年次の会長が委員長となる。

第2条 委員会は学術講演会プログラムの編成に関する業務を行う。

第3条 委員会は10名以内の委員をもって構成し、うち5名は理事会の推薦により、他は当該会長が選び、理事長が委嘱する。

第4条 委員会に委員長1名と副委員長1名をおく。委員長には当該会長が当たる。副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

1. この規程は平成 23 年 6 月 2 日より施行する。
2. この規程施行の際、現に委員である者は、当該総会が終了するまで、その業務を行うものとする。

プログラム委員会細則

1. プログラム委員会は特別講演、シンポジウムの演題及び演者の選考、並びに一般演題の採否の審査、発表形式の決定等に関して会長を補佐するものとする。
2. プログラム委員会は生涯教育セミナー、ICD 講習会について認定制度委員会との協議・調整に関して会長を補佐するものとする。
3. プログラム委員会は当該会長が主宰するものとする。

附 則

この細則は平成 23 年 6 月 2 日より施行する。

治療委員会規程

- 第 1 条** 本会に定款第 10 章にもとづき、治療委員会（以下委員会）をおく。
- 第 2 条** 委員会は理事長の諮問に応じ、結核の治療についての諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。
- 第 3 条** 委員会は 10 名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は 2 年とする。
- 第 4 条** 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第 5 条** 委員会は委員長が招集する。
- 第 6 条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第 7 条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第 8 条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第 9 条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成 23 年 6 月 2 日より施行する。

社会保険委員会規程

- 第 1 条** 本会に定款第 10 章にもとづき、社会保険委員会（以下委員会）をおく。
- 第 2 条** 委員会は理事長の諮問に応じ、本会に関連する社会保険関係諸事項につき審議する。
- 第 3 条** 委員会は 10 名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は 2 年とする。
- 第 4 条** 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

第 6 条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第 7 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第 8 条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第 9 条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成 23 年 6 月 2 日より施行する。

教育・用語委員会規程

- 第 1 条** 本会に定款第 10 章にもとづき、教育・用語委員会（以下委員会）をおく。
- 第 2 条** 委員会は理事長の諮問に応じ、結核病学の教育および結核病学に関連する医学用語に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。
- 第 3 条** 委員会は 10 名以内の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は 2 年とする。
- 第 4 条** 委員会に委員長 1 名と副委員長 1 名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第 5 条** 委員会は委員長が招集する。
- 第 6 条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第 7 条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第 8 条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第 9 条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成 23 年 6 月 2 日より施行する。

予防委員会規程

- 第 1 条** 本会に定款第 10 章にもとづき、予防委員会（以下委員会）をおく。
- 第 2 条** 委員会は理事長の諮問に応じ、結核予防に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。
- 第 3 条** 委員会は 10 名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は 2 年とする。
- 第 4 条** 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

非結核性抗酸菌症対策委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、非結核性抗酸菌症対策委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、非結核性抗酸菌症についての諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。

第3条 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

抗酸菌検査法検討委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、抗酸菌検査法検討委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、抗酸菌検査法に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第3条 委員会は10名以内の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

将来計画委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、将来計画委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、本学会の将来計画に関する諸事項を審議する。

第3条 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

エキスパート委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、エキスパート委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核医療の保健・看護、および抗酸菌症エキスパート制度に関する諸事項の審議、諸案を作成する。

第3条 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成25年11月10日より施行する。

国際交流委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、国際交流委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、国際交流に関する諸事項の審議、諸案を作成する。

第3条 委員会は10名以内の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

認定制度委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、認定制度委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、日本結核病学会としてのICD制度、結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度、および抗酸菌症エキスパート制度に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第3条 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成25年10月1日より施行する。

認定制度委員会細則

（ICD制度協議会に関する業務）

第1条 委員長もしくは副委員長は、ICD制度協議会に出席する。議事について必要な時は理事長、常務理事会、あるいは理事会に報告し、協議する。

第2条 日本結核病学会総会時に開催するICD講習会のテーマ、プログラム（開催日時、演題および演者等）を総会会長に提案し、調整の上、承認を得て、決定する。決定したテーマ、プログラムは締めきり期日までにICD制度協議会に対してICD講習会として申請する。

第3条 その他、ICD制度協議会に関する業務を行う。

（結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度に関する業務）

第4条 日本結核病学会総会での生涯教育セミナーのプログラムを総会会長と協議して決定する。

第5条 地域における生涯教育セミナーのプログラムについて、当該地域と協議する。

第6条 日本呼吸器学会学術集会時に開催される合同企画（生涯教育セミナー「結核講習会」）のテーマとプログラム（演題および演者等）を決定する。座長は、本委員会から選出した座長と、日本呼吸器学会感染症・結核部会から選出した座長の2名で行い、「座長の言葉」は、結核病学会選出の座長が作成する。決定したテーマとプログラムを本学会常務理事会に報告し、承認を得て、日本呼吸器学会事務局へ連絡する。

第7条 認定制度審議委員会（以下審議会）を補佐する。

第8条 審議会の指示により、教育・用語委員会と協同して教育プログラム、および教材の作成、管理を行う。

第9条 その他の結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度に関する業務を行う。

（抗酸菌症エキスパート制度に関する業務）

第10条 エクスパート委員会と協同して、次の業務を行う。

1. 日本結核病学会総会での生涯教育セミナーのプログラムを総会会長と協議して決定する。
2. 他団体主催の講習会、国や地方自治体による講習会等のプログラムについて、主催者と協議する。
3. 地域における生涯教育セミナーのプログラムについて、当該地域と協議する。

第11条 エクスパート委員会と協同して認定制度審議委員会（以下審議会）を補佐する。

第12条 審議会の指示により、エキスパート委員会および教育・用語委員会と協同して教育プログラム、および教材の作成、管理を行う。

第13条 その他の抗酸菌症エキスパート制度に関する業務を行う。

附 則

この細則は平成 25 年 10 月 1 日より施行する。

ホームページ委員会規程

- 第 1 条** 本会に定款第 10 章にもとづき、ホームページ委員会（以下委員会）をおく。
- 第 2 条** 委員会は理事長の諮問に応じ、ホームページに関する諸事項を審議し、諸案を作成する。
- 第 3 条** 委員会は 10 名以内の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は 2 年とする。
- 第 4 条** 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名をおく。委員長は理事長が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第 5 条** 委員会は委員長が招集する。
- 第 6 条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第 7 条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第 8 条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第 9 条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成 23 年 6 月 2 日より施行する。

認定制度審議委員会規程

- 第 1 条** 結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度規則第 3 条、および抗酸菌症エキスパート規則第 4 条にもとづき、認定制度審議委員会（以下、審議会）をおく。
- 第 2 条** 審議会は理事長、常務理事、認定制度委員長、エキスパート委員長、教育・用語委員長をもって構成し、理事長が委嘱する。
- 第 3 条** 委員会に委員長 1 名と副委員長 1 名をおき、委員長には理事長があたり、副委員長には認定制度委員長があたる。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第 4 条** 委員会は委員長が招集する。
- 第 5 条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第 6 条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第 7 条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成 25 年 10 月 1 日より施行する。

倫理委員会規程

- 第 1 条** 本会に定款第 10 章にもとづき、倫理委員会（以下委員会）をおく。
- 第 2 条** 委員会は理事長の諮問に応じ、倫理及び利益相關問題に

関する諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。

- 第 3 条** 委員会は 10 名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は 2 年とする。
- 第 4 条** 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名をおく。委員長は理事長が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第 5 条** 委員会は委員長が招集する。
- 第 6 条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第 7 条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第 8 条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第 9 条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成 24 年 5 月 10 日より施行する。

ガイドライン施行委員会規程

- 第 1 条** 本会に定款第 10 章にもとづき、ガイドライン施行委員会（以下委員会）をおく。
- 第 2 条** 委員会は理事長の諮問に応じ、結核・抗酸菌症に関する各種ガイドライン、マニュアルなどの作成を円滑に進めるために、適切な発行形態の基準などを策定し、各種ガイドライン、マニュアルなどを管理する。
- 第 3 条** 委員会は 10 名程度の委員をもって構成する。理事長・常務理事、および結核診療、非結核性抗酸菌、菌検査、予防、エキスパート（保健）の分野から各 1 名ずつ、また委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は 2 年とする。
- 第 4 条** 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名をおく。委員長は理事長が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第 5 条** 委員会は委員長が招集する。
- 第 6 条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第 7 条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第 8 条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループ（各種ガイドライン作成委員会）をおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第 9 条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規定は平成 29 年 10 月 12 日より施行する。

日本結核病学会役員および委員名簿

(平成29年3月22日)
(五十音順 敬称略)

役 員

理事長 藤田 明

会長 鈴木 克洋

常務理事 (総務) 齋藤 武文

(編集) 永井 英明

(将来計画) 門田 淳一

理事 (35名) 任期：平成31年6月6日 *支部長

北海道支部 (3)	大崎 能伸*	藤兼 俊明	高橋 弘毅			
東北支部 (2)	阿彦 忠之*	三木 誠				
関東支部 (11)	猪狩 英俊	尾形 英雄*	加藤 誠也	小山信一郎	權 寧博	齋藤 武文
	高橋 典明	永井 英明	藤田 明	舩山 康則	御手洗 聡	
北陸支部 (3)	菊地 利明	藤村 政樹*	山本 善裕			
東海支部 (4)	小川 賢二	須田 隆文	新實 彰男	長谷川好規*		
近畿支部 (5)	一山 智*	鈴木 克洋	田中 栄作	露口 一成	松本 智成	
中国四国支部 (3)	磯部 威*	西井 研治	森高 智典			
九州支部 (4)	門田 淳一	中西 洋一	藤田 次郎*	迎 寛		

監事 (2名) 任期：平成31年6月6日

坪井 知正 長谷川直樹

代議員 (217名) 任期：平成33年第96回総会定例総会

北海道支部 (6)						
秋山也寸史	網島 優	大崎 能伸	高橋 弘毅	西村 正治	藤兼 俊明	
東北支部 (12)						
阿彦 忠之	阿部 修一	海老名雅仁	賀来 満夫	齋藤 和子	塩谷 隆信	鈴木 博貴
高梨 信吾	高橋 洋	本田 芳宏	三木 誠	守 義明		
関東支部 (77)						
青野 昭男	安部 光洋	飯島 弘晃	猪狩 英俊	石井 幸雄	石井 芳樹	石川 博一
市村 浩一	伊藤 邦彦	伊藤 玲子	稲瀬 直彦	井上恵美子	遠藤 健夫	大石 修司
大角 晃弘	大熊 昭晴	大瀬 寛高	大塚 真人	岡田 耕輔	尾形 英雄	岡本 直樹
小川 良子	奥村 昌夫	小倉 高志	鹿住 祐子	加藤 誠也	河村 俊明	熊澤 文雄
黒田 文伸	慶長 直人	小山信一郎	小山 大輔	小林 典子	權 寧博	齋藤 武文
櫻井 隆之	佐々木結花	佐藤 良博	白石 裕治	杉山 温人	高橋 典明	高森 幹雄
滝口 裕一	巽 浩一郎	田邊 信宏	戸島 洋一	土橋 邦生	永井 英明	永田 容子
橋詰 寿律	橋本 健一	長谷川直樹	羽田 憲彦	濱田 雅史	林原 賢治	福田 潔
藤田 明	舩山 康則	蛇沢 晶	星野 斉之	増山 英則	松本 建志	御手洗 聡
宮本 牧	村田 研吾	森澤 朋子	森本 耕三	八木 毅典	山口 哲生	山口 文夫
山崎 善隆	野内 英樹	山田 嘉仁	吉山 崇	和田 曉彦	渡辺 哲	渡部 厚一
北陸支部 (10)						
赤井 雅也	大平 徹郎	菊地 利明	桑原 克弘	佐藤 和弘	鈴木 栄一	西 耕一
西堀 武明	藤村 政樹	山本 善裕				
東海支部 (30)						
池田 拓也	伊藤 穰	稲葉 静代	井端 英憲	今泉 和良	妹川 史朗	小川 賢二
奥野 元保	加藤 達雄	小林 哲	近藤 康博	白井 敏博	白井 正浩	進藤 丈
進藤有一郎	鈴木 雅之	須田 隆文	田口 修	谷口 博之	中村 秀範	中村祐太郎
新實 彰男	西尾 昌之	丹羽 宏	長谷川好規	早川 啓史	堀口 高彦	八木 哲也
山口 悦郎	山本 雅史					
近畿支部 (33)						
池上 達義	池上裕美子	一山 智	江村 正仁	大澤 真	北 英夫	佐藤 敦夫
重松三知夫	鈴木 克洋	鈴木雄二郎	高鳥毛敏雄	田口 善夫	多田 公英	田中 栄作
玉置 伸二	田村 猛夏	陳 和夫	坪井 知正	露口 一成	徳永 修	富岡 洋海
永井 崇之	中野 恭幸	中原 保治	花岡 淳	平井 豊博	平田 一人	藤山 理世
前倉 亮治	松本 智成	松本 久子	南方 良章	安場 広高		

中国四国支部（18）

阿部 聖裕	石田 直	磯部 威	沖本 二郎	岡野 義夫	岸本 伸人	國近 尚美
佐野 千晶	清水 英治	多田 敦彦	谷本 安	中西 徳彦	西井 研治	西岡 安彦
森高 智典	矢野 修一	山岡 直樹	山本 晃義			

九州支部（31）

青木 洋介	安東 優	伊井 敏彦	泉川 公一	井上 博雅	岩永 知秋	大湾 勤子
門田 淳一	川崎 雅之	川波 敏則	川畑 政治	小宮 幸作	近藤 晃	澤井 豊光
重永 武彦	田尾 義昭	永田 忍彦	中西 洋一	仲本 敦	橋口 浩二	橋永 一彦
原田 英治	比嘉 太	福島喜代康	藤田 次郎	藤田 昌樹	宮崎 英士	迎 寛
柳原 克紀	山中 徹	力丸 徹				

各種委員会委員

任期：平成31年6月6日 *平成30年6月24日

	編集委員	学会賞 選考委員	治療委員	社会保険 委員	予防委員	非結核性抗酸 菌症対策委員	将来計画 委員	エキスパート 委員	認定制度 委員
委員長	永井 英明	会長 鈴木 理事長 藤田 明	齊藤 武文	佐々木結花	加藤 誠也	小川 賢二	門田 淳一	阿彦 忠之	大崎 能伸
北海道 東北 関東 北陸 東海 近畿 中国四国 九州 委員長推薦	網島 優 佐藤 研 尾形 英雄 菊地 利明 伊藤 穰 下内 昭 森高 智典 宮崎 英士	藤兼 俊明 塩谷 隆信 權 寧博 山本 善裕 今泉 和良 一山 智 西井 研治 門田 淳一	網島 優 高橋 洋 石井 芳樹 桑原 克弘 加藤 達雄 露口 一成 山岡 直樹 泉川 公一 重藤えり子 石井 幸雄 近藤 康博 佐々木結花 吉山 崇	藤兼 俊明 齊藤美和子 高橋 典明 藤村 政樹 早川 啓史 林 清二▲ 阿部 聖裕 岩永 知秋	西村 伸雄 高梨 信吾 猪狩 英俊 赤井 雅也 稲葉 静代 徳永 修 矢野 修一 迎 寛 藤山 理世	山崎 泰宏 鈴木 博貴 森本 耕三 佐藤 和弘 中川 拓 北田 清悟 沖本 二郎 藤田 昌樹 鈴木 克洋 倉島 篤行 長谷川直樹 八木 哲也	秋山也寸史 阿部 修一 山口 哲生 大平 徹郎 新實 彰男 松本 智成 谷本 安 安東 優	高橋 弘毅 本田 芳宏 永田 容子 鈴木 榮一 須田 隆文 大槻登季子 岸本 伸人 力丸 徹 石崎 武志 森下 宗彦 大崎 能伸 (認定委員長)	辻 忠克 三木 誠 高森 幹雄 安井 正英 小林 哲 佐藤 敦夫 西岡 安彦 青木 洋介 石崎 武志 森下 宗彦

▲印：副委員長
国際交流委員会は活動休止中

	倫理委員	教育・用語 委員	ホームペ ージ委員	抗酸菌検査法 検討委員	第93回プロ グラム委員	第94回プロ グラム委員	ガイドライン 施行委員
委員長	中西 洋一	藤田 次郎	田中 栄作	御手洗 聡	*鈴木 克洋	門田 淳一	長谷川好規
委員長推薦	長谷川直樹 新實 彰男 高山 浩一 藤田 明 (理事長) 永井 英明 (編集委員長)	飯沼 由嗣 磯部 威 井端 英憲 今泉 和良 小倉 高志 賀来 満夫 掛屋 弘 田坂 定智 田中 栄作 谷本 安▲	磯部 威 大石 修司 中村祐太郎 池上 達義 井上 博雅	樋口 武史 網島 優 本間 光信 高木 明子 伊藤 穰 岩本 朋忠 佐野 千晶 柳原 克紀	*露口 一成 (事務局長) *泉川 公一 *磯部 威 *今泉 和良 *大崎 能伸 *桑原 克弘 *樋口 武史 *松本 健二 *松本 智成 *森本 耕三	安東 優 (事務局長) 網島 優 守 義明 吉山 崇 藤山 理世 菊地 利明 須田 隆文 藤田 昌樹 大崎 能伸 磯部 威	猪狩 英俊 石崎 武志 門田 淳一 権 寧博 齋藤 武文 徳永 修 永井 英明 中西 洋一 藤田 明 八木 哲也 柳原 克紀 進藤有一郎 (委員長補佐)

日本結核病学会名誉会員、功労会員名簿

特別名誉会員

秋篠宮妃殿下

名誉会員 (34名)

(平成29年11月1日
称号授与年・五十音順 敬称略)

平成 3: 岩 喬 平成 4: 今野 淳 平成 6: 山本 恵一
 平成 7: 島尾 忠男 平成 9: 山本 健一
 平成 11: 青木 國雄, 池田 宣昭, 岩井 和郎, 亀田 和彦, 久世 文幸, 福士 主計
 平成 15: 志村 昭光 平成 17: 石崎 驍, 小山 明
 平成 18: 東 市郎 平成 19: 荒井他嘉司
 平成 21: 露口 泉夫 平成 22: 斎藤 厚, 那須 勝
 平成 24: 石川 信克
 平成 25: 阿部千代治, 工藤 翔二, 倉島 篤行, 森 亨
 平成 26: 岸 不盡彌, 下方 薫, 四元 秀毅
 平成 28: 西村 一孝
 平成 29: 倉岡 敏彦, 長尾 啓一, 中島 由槻, 西脇 敬祐, 藤原 寛, 森下 宗彦

功労会員 (91名)

(平成30年2月15日
五十音順 敬称略)

赤川 清子	赤川志のぶ	浅川 三男	阿部 庄作	荒川 正昭	有田 健一	安藤 正幸
池田 東吾	石崎 武志	泉 三郎	泉 孝英	稲垣 敬三	上田 暢男	大泉耕太郎
大串 文隆	大城 盛夫	大谷 信夫	岡田 全司	岡田 慶夫	小倉 剛	小栗 豊子
折津 愈	柏木 秀雄	片山 透	金澤 實	萱場 圭一	河合 健	川島 辰男
川城 丈夫	川辺 芳子	菊池 功次	喜多 舒彦	北村 諭	木村 清延	工藤宏一郎
久保 恵嗣	倉澤 卓也	栗山 喬之	河野 茂	小松彦太郎	佐藤 研	佐藤 博
重藤えり子	志摩 清	下内 昭	下出 久雄	菅 守隆	杉浦 孝彦	杉田 博宣
鈴木 公典	鈴木 光	高本 正祇	瀧澤 弘隆	武内 健一	竹山 博泰	田代 隆良
立花 暉夫	田中 健彦	田野 正夫	蝶名林直彦	津田 富康	土屋 俊晶	梶 博久
徳田 均	徳永 徹	飛世 克之	富岡 治明	豊田恵美子	中井 準	長尾 光修
中富 昌夫	中西 敬	新妻 一直	二木 芳人	長谷 光雄	長谷川鎮雄	原田 登之
藤岡 正信	藤野 忠彦	馬島 徹	町田 和子	光山 正雄	望月 吉郎	森岡 茂治
山岸 文雄	吉川 公章	吉田 文香	吉田 稔	和田 雅子	渡辺 彰	渡辺憲太郎

日本結核病学会名誉会員並びに功労会員推薦内規

- 支部は名誉会員候補および功労会員候補を理事長に推薦できる。
- 理事長は、推薦された候補者について理事会、代議員会の議を経て推挙する。
- 功労会員は、次の4項目のいずれかを満たし、年齢65歳以上の者を基準とする。
 - 会長経験者
 - 本学会の理事もしくは監事併せて2期(通算4年)以上
 - 各種委員会の委員を異なる期間において3期(通算6年)以上
 - 代議員12年以上
- 名誉会員は、次の3項目中2つを満たし、年齢70歳以上の者を基準とする。
 - 会長経験者
 - 本学会の理事もしくは監事併せて3期以上
 - 代議員15年以上

附 則

この内規は、平成11年4月17日より施行する。

平成 30 年度賛助会員

(五十音順)

一般社団法人免疫診断研究所

オックスフォード・イムノテック株式会社

株式会社キアゲン

第一三共株式会社

日本ビーシージー製造株式会社